

平成 29 年 12 月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成 29 年 11 月 28 日 (火)

2 場 所 南別館委員会室

3 開始時間 午後 1 時 30 分

4 終了時間 午後 3 時 30 分

5 出席者

小西委員長、赤松委員長職務代理者、濱田委員、黒木教育長

その他の出席者

田中教育部長、江藤教育総務課長、児玉学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、朝倉生涯教育課長、武田文化財課長、新甫学校給食課長、森岡図書館長、後藤美術館長、宇都都城島津邸館長、東コミュニティ文化課長、鈴木コミュニティ文化課主事、黒木教育総務課副課長、清水教育総務課主幹

6 前会議録署名委員

中原委員、濱田委員

7 開会

○小西委員長

ただいまより、12月定例教育委員会を開催します。

8 会議録署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員長職務代理者、濱田委員をお願いいたします。

9 議事

【教育長報告】

○委員長

それでは、教育長より報告をお願いいたします。

○教育長

いつものとおり、生徒の指導の現状について、一枚のA4の用紙が置いてあると思いますので、それに沿って報告をさせていただきます。

まず、非行ですけれども、10月中は3件ほど、問題がありまして、家出事案が2件、暴力行為が1件ということでございます。一度報告をしたかもしれませんが、家出の2件でした。

【議案第32号】

○委員長

それでは、議案第32号を教育部長よりご説明をお願いします。

○教育部長

それでは、議案第32号 平成29年度12月補正予算(案)についてご説明いたします。

それでは、議案の鏡分をめぐっていただきまして、1ページをご覧ください。

こちらは、歳入予算でございますが、総計欄にありますとおり、11万3千円を増額し、補正後の歳入予算の総額は、7億2373万9千円となります。

続きまして、2ページ、3ページをご覧ください。

こちらが歳出予算の一覧表でございます。3ページの一番最後の総計欄をご覧ください。

総額としまして、1979万3千円を増額し、補正後の歳出総額は42億9058万5千円となります。

それでは、詳細について、ご説明を申し上げます。

5 ページをお開きください。

歳入予算の内訳につきましては、五十市中学校、昭和 37 年卒業生一同様より五十市中学校図書館の図書購入用として、指定寄附金 11 万 3 3 2 0 円をいただきましたので、歳入予算を補正し、あわせて歳出予算の中学校図書充実費を補正し、充当するものでございます。

続きまして、歳出予算の主なものについて、ご説明をいたします。

7 ページをご覧ください。

上段の都城教育の日推進事業費であります。

来年の 2 月 1 2 日、月曜日に実施いたします都城教育の日推進イベントに要する経費を新規事業として計上しております。154 万 7 千円でございます。

続いて、少し飛びますけれども、14 ページをご覧ください。

上段の文化財保護事務費です。

県指定史跡高崎町古墳及び志和池村古墳の樹木伐採委託料等の増額補正です。樹木が巨木となっております、周りの農地等に被害が出ないように、伐採をするものでございます。

次の 15 ページをご覧ください。

高城学校給食センター管理運営費です。高城につきましては、調理及び配送業務について、来年度の平成 30 年度から新たに委託を開始いたしますが、民間委託開始に伴う今年度の必要経費の増額補正でございます。委託期間は、平成 34 年度までの 5 年間になる予定です。

続いて、16 ページをご覧ください。

16 ページ下段の図書充実費であります。これは、新図書館用の蔵書購入費の増額補正でございます。93 万 8 千 2 百円を増額いたします。

17 ページをご覧ください。都城島津邸管理費でございますが、電気料不足による光熱費の増額補正でございます。

続いて、18 ページをお開きください。体育施設維持管理費です。山之口健康増進センターの陸屋根部防水改修のため、修繕料を増額補正するものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

ただいま説明をいただきましたが、お尋ねはないでしょうか。

○濱田委員

12 ページの体育施設維持管理費 98 万 9 千円、ここには載っていないのですが、前の補正予算は。

○田中教育部長

3 ページでございますが、その最後の 18 ページの体育施設維持管理費というものが 2 つございまして、98 万 9 千円と 25 万 3 千 8 百円、合わせたところの 35 万 2 千 7 百円が体育施設維持管理費、25 の保健体育費の 5 の体育施設維持管理費 35 万 2 千 7 百円の内訳としては 2 つございます。合わさった形で、同じコートを使っているものですから、管理表現としては、スポーツ振興課分が 98 万 9 千円で、山之口地域振興課が 25 万 3 千 8 百円で、合わせて 35 万 2 千 7 百円となります。

○濱田委員

わかりました。

○委員長

すみません、13 ページなのですが、生涯学習課の生涯学習機会づくり推進事業というものの具体的な内容がわからないのですが、これは、きらりびととか、そういうものとは別ですか。

それから、高城学校給食センターというのは、今までは指定管理はなかったのですかね。不勉強でした。そうすると、高城ともう一つ、山田も。山田はまだ民間委託ではなくて、直接なのですね。

わかりました。

○教育長

山田はいつからになるのですか。

○田中教育部長

組合交渉の関係もあるのですけれども、一応は、案としては、来年と予定しておりますが、1年ずつクリアしていったって、また、やっていきたいと思っております。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、以上で、議案第32号を決定させていただきます。

【議案第31号】

○委員長

それでは、議案第31号を文化財課長よりご説明いただきます。

○文化財課長

議案第31号、文化の指定についてでございます。

8月の定例教育委員会での説明と重複いたしますけれども、都城市内に1基しか確認されていない日待塔につきまして、当地方における貴重な文化財であるということから、文化財保護審議会に審議いたしましたところ、同審議会におきましても、都城市指定文化財に指定するに値するという答申をいただきましたので、今回、有水の日待塔を都城市文化財保護条例第5条の規定に基づき、市指定文化財に指定することをお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長

ありがとうございました。

8月にもご説明いただいておりますが、内容についてお尋ねはいかがでしょうか。

○教育長

これは文化財になったら、その都度、何か建てるのですか。これを文化財にするので。

○文化財課長

指定文化財につきましては、標柱を建てさせてもらったり、説明看板を設置したりしております。

○委員長

そうしますと、石の文化財というのは、もうこのまま屋根付きとかそういったことはないわけなのですね。石のものは。

○文化財課長

石造物についての指定文化財は沢山ございますけれども、雨よけのための屋根を付けたりしているものは今のところございません。これが道路敷きにありますので、構造物を作るとなるとちょっと道路を管理している維持管理課とか、そちらと協議が必要になってくるかと思えます。

○委員長

これも随分な日数が経っているわけですが、石が風化するとか、そういうための保護みたいなものはもうされないで、自然のままに置かれるわけなのですね。

○文化財課長

安久のほうに正応寺という石仏群がありますけれども、そこが天正時代の石造物があるので、それにつきましては、表面に苔が生えないようにとか、そういう薬剤処理をしたことはございます。

○委員長

そうなのですね。わかりました。ありがとうございました。

○濱田委員

これは現在、日待という行事が、現在に何か形として残っているのはあるのですか。

○文化財課長

日待の行事に限らず、月待ちの行事も今、地区でやっているところはもうございません。昭和の中頃ぐらまでは、石碑に対してそこに集まってお祭りをやったりとか、月待ちの掛け軸とかを家に飾って、お祭りをやっていたりしたところはあったみたいなのですが、もうちょっとその行事の維持ができないというので、その掛け軸等も市のほうに寄贈いただいたりとかしております。

あと色々な民俗行事があって、観音講みたいなものもお寺にお返しになったりしているようです。

○濱田委員

亡くなられた方を供養するというものが目的でなされていたことなのですか。

○文化財課長

日待ちは、一定の日に人が集まって忌籠りをして、日の出を拜むという行事だったので、供養のためにこの塔は建てられたみたいなのですが、亡くなった人の供養という意味ではないみたいです。

○赤松委員

きちっと説明をつけて、表示もして、大事にしていくことが大切です。そういうものに対しての値打ちに気づかない人たちもいらっしゃるので、しっかり表示して、子どもたちも、地域の人たちにも大事にしていくことは大変いいことだと思います。

○委員長

それでは、よろしく願いいたします。

それでは、議案第 31 号を決定させていただきます。

【報告第 106 号】

○委員長

それでは、報告第 106 号を生涯学習課長にご説明お願いいたします。

○生涯学習課長

報告第 106 号、平成二十九年度人権啓発標語審査結果についてご報告いたします。

人権啓発標語の募集につきましては、8 月の人権啓発推進月間にあわせて、実施したところでございます。作品の応募状況につきましては、別紙最終審査結果資料の応募状況に掲載しております。小学生の部 2582 作品、中学生の部 2868 作品、一般の部 30 作品、応募総数は 5478 作品でございました。本年度は、すべての小中学校からの応募がありました。昨年度と比較しますと、中学生の部では 22% の増でございました。

次に、選考方法につきましては、別紙資料、選考要領に基づき、第一次選考で、小学校は低学年、中学年、高学年各 10 件程度、中学校は各学年から 10 件程度、一般の部は 5 件程度と選考しております。最終審査は、一次選考後、選出された標語一覧を人権啓発推進協議会幹事会の委員 15 名へ送付し、採点していただきました。最終選考により、各部門で合計得点の高い作品から、最優秀賞 3 件、優秀賞 7 件を選考しました。その後、10 月 30 日に開催しました第二回幹事会におきまして、承認をいただいたところでございます。最終審査結果につきましては、別紙資料に、入賞作品を掲載しておりますので、ご覧ください。

なお、今回、入賞した最優秀賞 3 名、優秀賞 7 名の合計 10 名の方につきましては、12 月 9 日、土曜日開催します平成 29 年度人権啓発推進大会の式典で表彰する予定となっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。お尋ねはありませんでしょうか。

○濱田委員

表彰状を渡すのは私たちなのですか。

○生涯学習課長

表彰状は、推進大会の実行委員長が副市長でございまして、副市長のほうからということになると思います。

○委員長

精励賞は私たちが手分けして渡すのは。

○濱田委員

それはこの時ですか。

○教育長

今回は2月12日の都城教育の日、先ほど補正予算のところで出てきましたけれども、あそこで多分やるみたいですね。まだ決まっていないけど。

○生涯学習課長

予定ですけども、その方向で、今、調整をしております。

○赤松委員

最優秀賞の3件は、いずれも同じような、本当にこのようになっていかないといけないと思うような作品が選ばれて、ほかの優秀賞の作品も読んでみて、素晴らしいなと思いました。子どもたちがこういうことを考えて、喜びとか、大事なことだなと思います。参加者の作品も増えている、応募総数も増えている、もっともって増えていくといいのかなと思います。大事に続けていただきたい取り組みだと思います。

○委員長

ほかにありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第106号を承認させていただきます。

それから、先ほど、補正予算の中の13ページに、生涯学習機会づくり推進事業という項目があったのですが、それは具体的にどういう内容かなと思ってお尋ねします。

○生涯学習課長

この生涯学習機会づくり推進事業と申しますのは、よか・余暇・楽習ネットワーク事業ということで、NPO法人のきりりネット都城が運営していたのですが、市としては補助金を交付して、補助金の中で実際の学習量と一緒にしていたのですが、なかなか運営が難しくなりました。平成30年度からは法人の運営はできないということで、平成30年度から直営になります。今、そういう準備をしているところなんですけれども、その中で、市民の方にご迷惑をかけないように、お一人3月分の賃金と保険料を計上しております。

○教育長

来年の4月から切り替わるわけ。

○生涯学習課長

そうです。

○委員長

民営化が難しくなったというのは、状況というのはどういう状況なのですか。

○生涯学習課長

学習者の減ということもございまして、実際に収入となる部分が学習者の料金、市の補助金が410万円なんですけれども、その中で、市の部分に関しましては、講師料の3分の1の補助金なんです。ですから、学習者が少なくなれば、講師に払う分も少なくなるということで、実際にここ3年間、返還金が生じております。ですから、一番運営するための場所代とか、2人職員がおりますので、2人の賃金が必要になります。今まで蓄えてきた預貯金を食い潰して運営していますので、もうこれ以上は法人として運営ができないということで、相談があったものですから、今年色々部長も含めて協議させていただきまして、来年

度から直営ということでございます。

○委員長

そうしますと、きらりネット都城は法人の方は解散になるのですか。

○生涯学習課長

そうなります。

○委員長

そうなのですか。わかりました。

それでは、承認させていただきましたので、どうもありがとうございました。

【報告第 105 号】

○委員長

報告第 105 号を教育総務課長よりご説明いただきます。

○教育総務課長

報告第 105 号 専決処分した事務をご説明します。

平成 29 年度都城市教育委員会名義後援・共催の承認についてご説明します。

今回名義後援、共催ともに平成 29 年 10 月 21 日から 11 月 15 日までの期間における集計としております。名義後援は 7 件を承認しています。内訳につきましては、別紙のとおり、スポーツ関係が 2 件、総合支所関係が 1 件、その他、教育総務課で受け付けた分が 5 件となっております。

では、次を開けてください。

共催につきまして、ご説明、ご報告いたします。

共催は 5 件を承認しております。内訳につきましては、別紙のとおり、すべて教育関係となっております。

以上で、報告を終わります。

○委員長

ありがとうございました。内容についていかがでしょうか。

意見ではないのですが、シネサロンの「人生フルーツ」という映画はものすごく本当に素晴らしい内容です。何かもったいないような、お時間があられる方はご覧になるといいと思います。取材みたいな段階で観たのですけれども。

○教育長

お二人ものですね。愛知県の建築家の方でしたかね。

○委員長

建築家の。愛知県でした。木に囲まれた中で、本当に理想の人生というか、美しい映画です。

○教育長

私はこの映画は観ていないのですけれども。

○委員長

私も映画は観ていないのですけれども、それぞれ価値観があるけど、人生の理想かなと。

【議案第 33 号】

○委員長

それでは、議案第 33 号を教育総務課長よりご説明をいただきたいと思えます。

○教育総務課長

教育総務課からは、報告と議案、それぞれ 1 件ずつでございます。

まずは報告から、議案第 33 号、第二次都城市文化振興計画（案）策定にかかる教育委員会の意見聴取について、まずご説明申し上げます。

こちらが、文化芸術基本法第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づき、第二次都城市文化振興計画策定にあたって、都城市長より教育委員会に意見を求められたものでございます。

資料としまして、案を添付しております。詳しい内容につきましては、担当課でありますコミュニティ文化課より東課長と文化振興担当の鈴木主事がみえておられますので、ご説明のほうをお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○コミュニティ文化課長

それでは説明申し上げます。コミュニティ文化課の東です。よろしく申し上げます。文化振興担当の鈴木です。

江藤課長より説明がありましたとおり、文化振興計画の策定にあたりまして、教育委員会の意見をお聞きするというところで、文化芸術基本法第 7 条の 2 第 2 項におきまして、市町村が地方文化芸術推進基本計画、これが都城市では文化振興計画にあたりますが、これを定めようとする場合には、教育委員会の意見を聞かなければならないとなっておりますので、本日、その計画の概要を説明させていただきます。

まず、資料のほうの差し換えを本日お手元にお配りさせていただいておりますが、差し換えた内容について、まず、ご説明させていただきたいと思えます。

事前にお送りしている資料とそちらの方との違いなのですが、16 ページをお開きいただきたいと思えます。事前にお送りしたほうの資料では、16 ページから 19 ページまで、細かく事業を上げさせていただいていたのですが、こちらのほうが先日 11 月 22 日の部長会議で、まだ予算等が認められていない事業について、細かく計上する必要がないのではないかというご意見をいただきましたので、細かい事業については削除をさせていただいております。

ただ、17 ページから 18 ページにかけまして、掲げておりました事業の KPI 等につきましては、毎年度策定をしていきます実施計画において、基本の資料として使用していこうということで、考えておりますので、その資料を全然使わないということではございませんので、そのところはご了承いただきたいと思えます。

それと、全体的なことですけれども、平成 30 年度から 33 年度までの計画期間としておりましたけれども、天皇の退位に伴いまして、元号が 31 年までは決まっておりますが、それ以降が元号がまだ決まっておりませんので、西暦と和暦の併記という形での修正をいっております。それについては、全般的に修正をしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、計画の中身について説明をさせていただきます。

30 ページをお開きください。新しいほうをお願いします。

30 ページのほうで、都城市文化振興条例になります。

平成 21 年度に第一次の文化振興基本計画を定めたところですが、その時の計画期間が、平成 21 年度から 29 年度、今年度までを計画期間として、文化振興計画を定めておりました。本年度計画期間が終了を迎えるにあたり、平成 28 年 4 月 1 日施行の文化振興条例の 7 条の規定により、文化振興計画を策定するものです。

また、45 ページを開きください。

こちらのほうが、文化振興計画を策定する際に設置しました上のほうが市民策定委員会になります。こちらのほうには、濱田先生のほうにも委員となっていて、審議をしていただいたところです。また、下のほうが、文化振興計画の庁内の検討委員会ということで、文化振興関係の各課から職員に委員となってもらい、事業の計画、今の各課で実施している事業を基本に政策の概要と事業の評価指標、KPI について検討を行っていただいたところです。

46 ページが、これまでの経緯を載せております。2 回の検討委員会と 2 回の策定委員会を開催しております。

2 ページをお開きください。

第二次計画では、平成30年度から2021年度までの期間を計画期間として、策定をします第二次都市総合計画の施策の柱、上のほうの図に掲げております社会を生き抜く力の育成、それから、生涯を通じて楽しむスポーツ・文化活動の推進に対応します部門計画として策定しております。計画期間につきましては、総合計画と同じ期間の4年間を計画期間としております。

5ページをお開きください。

都城市文化振興条例第3条の条例の基本理念が中ほどに点線で囲ってあるところに掲載しておりますが、この内容が文化振興条例での基本理念になります。

10ページをお開きください。

10ページにはこの3条の基本理念を踏まえまして、計画の基本理念を掲載しております。この基本理念につきましては、第一次の文化振興計画と同じ内容となっております。豊かな自然と歴史、文化の花咲く未来ということで、基本理念を定めているところです。また、10ページから16ページまでに、基本目標を掲げておりまして、文化を作物の成長になぞらえて、土を耕し、種をまく、文化を支える基盤づくり、そして、苗を大切に育てる文化活動への支援と人材の育成。3番目に花を咲かせ、実を結ばせる文化を通じた地域活性化ということで、基本目標を定めまして、15ページになりますけれども、それぞれの基本計画に対しまして、施策の方向を10項目設けております。その10項目につきまして、16ページに代表的なKPI、重要業績評価指標を設けまして、進捗上の管理を図っていききたいと考えております。

17ページをお開きください。

17ページでは、第一次の計画では、濱田先生のほうからもご指摘があつて、評価の指標となるものがなくて、評価ができないということがありましたので、今回の第二次の計画におきましては、評価指標と目標値を設定しまして、進捗管理を図っていききたいと思っております。

また、先ほど削除させていただきました個々の事業につきましては、毎年度実施計画を策定いたしまして、その中で同じようにKPIを設定しまして、進捗の管理を図っていききたいと考えております。計画の内容につきましては、簡単ですけれども、以上のとおりですので、よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

今のご説明に対して、お尋ねがありましたらどうぞ。

文化振興計画(案)に対する意見というのも、これが入っていたのですが、たまたま今回はこういう詳細は後でおっしゃった前の18ページが、まだ詳細な内容については後でということで、外されたところの18ページの7番について、たまたま返ってきたのですが、そういったものは今回はいらぬわけですね。

○教育長

関連すれば言ういただければいいと思います。

○委員長

最初にいただいた18ページの7番ですけれども、最後に郷土歴史読本活用事業があるのですが、これは小学校6年生の授業活用ということで、まず小学生に配本されますよね。これは大体、中学生が対象であったけれども、小学生から読んでもらうということだと、最初、認識していたのですが、これは、中学校に行きますと、ほとんど、小学校では80.6%を95%に上げると目標がされていますけれども、中学校にお尋ねすると、ほとんど使われていないです。学校にもよると思うのですが、その理由として、小学校から中学校に上がるときに、子どもたちが本をなくしているというのが一つ。もう一つは、充当する時間がないという2つの理由で、私が伺ったところでは、ほとんど中学校では活用されていないのです。

この内容をよると、小学生よりも、もちろん小学校であれだけの内容を読むはずはないので、各中学校でも全部目を取り上げるということは不可能と思うのです。でも、どちらかといえば、小学校よりも中学生のほうに内容が向いていると思います。そして、一般の方が書店で買って読まれている分が大変多いのです。そうしますと、中学校での活用が大切ではないかなと思うのですが、むしろ小学校でも扱っていただいて、

小学校でとまっていることはとてももったいないことだと思いますので、これは意見として書いておりますので。

○コミュニティ文化課長

こちらのほうは、文化財課が掲げている目標になりますので、文化財課のほうに、委員長からお話があった内容を伝えまして、毎年度策定していく実施計画にこれを反映できるように、伝えていきたいと思っております。

○委員長

ふるさと教育を柱に掲げている中の具体的なテキストだと思うのです。また、中学校でぜひ、大切に使用していただきたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

○濱田委員

保存についてなのですが、伝統芸能の保存、継承がなかなか難しくなっているという8ページに書いてあるのですが、これを保存する、継承をできるだけ続けていただけるよう努力していただきたいのですが、何か、デジタル画像みたいなものに撮影して、それを保存するような活動もやられてはいいかなと思います。数々の都城大弓だとか、ろくろ製品とかありますが、伝統芸能関係で、場所によって全然ない、写真ぐらいしかないところとか、それを保存したものがあるといいのかなと。

ただ、見る人は余りないかなと。関心が薄れるから段々継承していかなくなっているの、やはり、保存しておくべきかなと思います。

○コミュニティ文化課長

今度の日曜日に民俗芸能祭が総合文化ホールの中ホールであります。その際に、何団体か民俗芸能の発表をされます。その様子については、毎年、映像で撮影をしておりますので、参加された場合は、そういう映像でデータとして残していきますけれども、そこまで至らないような団体等については、また、活動の中で撮影をする方法を考えていかないといけないのかなと思いますので、今後、検討していきたいと思っております。

○赤松委員

章の展開構成とか、そういうものについて、非常にわかりやすく組み立てられています。計画策定の趣旨に始まって、本市の文化振興の現状を述べ、今後、どういうふうに持っていくかという基本理念を定め、基本目標を3つ設定されて書かれています。説得力があって、非常にわかりやすいなと思って読ませていただきました。

特に、先ほど、今回ボツになった細かなものまで出ているので、基準値とか、評価指標とか、基準値目標とか、より文化振興の取り組みを市民が理解しやすいものになっています。また、行政にできるものは、具体的に主にどのようなことに取り組んでいくのかということを示唆するような意味でも意義があるなと思っています。計画の体系の一覧表の作り方とか、そういったものもわかりやすいなと思いました。全体の展開構成も素晴らしいなと思っています。

細かいことを言わせていただくと、これは、先ほどご説明いただいた11ページに、施策の3つの方向が示してあるとおっしゃいましたが、ここのタイトルには方向性、「性」という言葉がついています。ところが、あとの一覧表などは、施策の方向と書かれています。だからこの「性」はいらんのではないかなと思います。あとに出てくる時には、そのように使われているので、この「性」は、ここだけ方向性という言葉になっています。この文字はいらんのではないかなと思いました。

それから、大変、小さなことなのですが、この3つの基本目標、作物を育てるような言葉が使われて素晴らしいと思うのですが、これに、(1)に対して、4項目、(2)に対して3項目、(3)に対して3項目という設定がなされているのですが、(1)の1234、(2)の123、(3)の123と番号を付けるのは、そういう番号を付けるのは一般的だと思って、ここだけ通しの番号がずっと10項目つけられているのは、何か意図があってされているのではないかなと思って読みました。まずそこをお尋ねしてみたいなと思ったの

です。

○コミュニティ文化課長

こちらが、今言われた通し番号になっているのは、先にお送りしたほうで細かく事業を掲げさせていただいた時に、その方法を見て、一番左端に番号があるのですけれども、そちらとの対比をするために通し番号にしていたのですけれども、こちらのほうを外しますので、ここについては、今、先生が言われたとおりの 1 2 3 4、1 2 3 に変えたほうがいいかもしれませんので。

○赤松委員

全体を見たときに、番号のつけ方がそのほうがいいのかなど。何か、意図があるのだなと思って、お尋ねしたいなと思ったところです。

○コミュニティ文化課長

今回、差し換えをさせていただいた形になると、もう必要がなくなってくるので。

○赤松委員

資料に関連する施策の方向が、例えば、最初の事業では、10項目が全部関連しているとか、ここの関連だろうなと思って、読ませてはいただいたのですが、そうであれば、そういう番号の付け方がいいのかなと。一般的かなと思いました。

あと、施策の最初の策定の趣旨のところなのですが、第一段落は、現在本市に住む人々に課せられている都城地区の文化継承発展の責務が書かれていて、そして、文化活動の現状が第二段落目に書いてあって、第三段落と四段落目に、これまでの文化振興へ向けての行政の取り組みが書いてあって、そして、第五段落が第二次文化振興計画策定への決意という形になって、これは大変わかりやすいのですが、言葉の使い方が、ずっと声上げて読んでみると、滑らかにいかないなと私は感じるころがあったのです。

例えば、二段落目の現状ですが、ここには全部で4文あります。4文の1文目の文末は、ふれあいを求める人が増えています。二文目の文末は、創造する主体的な活動が広がってきました。その次の文章は、人間形成にも大きな影響を与えていきます。と、ちょっと、文章が変わるのです。一番最後が、人々の暮らし潤いを与えます。と言いきっているのですが、これは一般的に現状を淡々と述べるのであれば、増えています。広がってきました。人々の暮らしに潤いを与えています。と、同じような客観的な言葉にするほうが、現状を表現する時は、いいのかなと私は思いました。その次の段落につなぐ言葉が、3、4段の3につなぐ、そういう現状をいきなり、平成21年度が出てくるものですから、そのような中、行政としては過去こんなことに取り組んだのですよと、そこにそういう接続語を入れてはどうかなと、思いました。そして、そこからずっと読んでいくと、第一次都城市文化振興計画という言葉が5、6行の中に3回出てくるのです。

読みます。

22年の長年にわたり培われてきた本市の文化などを継承発展させるとともに、新たな文化の創造を図ることにより、心の豊かさが実感できる暮らしの実現を目指して、第一次都城市文化振興計画が策定されました。これを作った人に敬意を払ってされましたとなって、これは行政が出す文章ですから、ここは策定しましたでいいのかなと、ここは。そして、今、1回出しましたが、また第一次都城市文化振興計画に基づいて、各施策の実施計画を策定し、都城市文化振興懇話会において、進捗状況や市民活動状況などについて評価していただき、文化振興を図っていきました。そしてまた、ぽこんと出てくる。また第一次都城市文化振興計画に基づくと。とんとんとんと3回出てくるので、何か、うまく整理できないかなと思っていたのですが、まず、第3段落目をされましたを、文末を「しました」に変えて、また、第一次都城市文化振興計画に基づく各施策の実施、計画を策定するとともに、都城市文化懇話会において、計画の進捗状況やと「計画の」という言葉を入れて、市民活動状況などについて評価していただきという言葉がちょっとここは使わないほうがいいのではないかなと思っています。

客観的に評価を受けながら、文化振興を図ってききましたと、そういう評価者を上に余り持ち上げなくてもいいのではないかなと。評価を受けながら、文化振興を図ってききました。そういうことに基づいて、そして、

今回、それらの評価に基づいて、と第一次はいらないのではないかなと思ったのです。ここの頭にこれを付けなくても、今回その評価に基づき、さらなる本市の文化の発展を目指すため、第一次都城市文化振興計画を見直し、第二次に策定するものと、つないではどうかと思ったのです。

そういうのをちょっとまとめてきていますが、今言ったことを書いておきましたので、ちょっと細かいことまで言って大変申し訳ないのですが、ずっと読んでみると、一番最初に非常に大事な 1 ページ目は文章だと思って、ちょっと細かいことまで言わせていただきました。

あとは、さっき言ったようなことです。

そんなことを思いながら、展開構成は非常にわかりやすくできていて、最初申し上げた感想のようにそのように読ませていただきました。

○教育長

18 ページの小中学校アウトリーチ事業のところですか。評価の仕方ですが、KPI のところはアウトリーチ事業全部でということなのですか、演劇であったり、何かであったりするではないですか。その度に、興味を持った割合をアンケートをとるのだと思うのですが、そのすべての平均がという意味ですか。

○コミュニティ文化課長

すべての事業にアウトリーチをやったところでアンケートを出していただきまして。

○教育長

そうするとそれぞれが違うではないですか。例えば、これは面白くなかったから、興味はあまりなかったとかいけば評価は低くなるでしょう。こちらは面白かったけどというと、それを平均するわけですね。

○コミュニティ文化課長

色々なものをまとめた全体で出します。

○教育長

全体でというのは、平均をとるということですか。

○コミュニティ文化課長

平均ではなくて、A という事業があって、そこで 10 人のうち 8 人だった場合は 8 で、B で 20 人のうち 10 人だった場合は 10 で、30 分の 18、そんな感じで出しています。トータルで。

○教育長

それぞれ平均値を出して、平均するのということではないのですね。

○田中教育部長

分母が違うとくわれるから、平均の平均でいいのではないですか。

例えば、500 人の時と、30 人の時とは、30 人の時が 100 だったとしても、くわれると違ってきます。

○教育長

ほかのところと関連するからあまり言えないけれども、どういうふうに出すのかなと気になって。

○コミュニティ文化課長

そこは整理して、今言われた平均のほうがいい数字がでますよね…。

○赤松委員

基準値という言葉は、意味はどういうことなのでしょう。

○コミュニティ文化課長

実績値になります。

○赤松委員

例えば、目標値と余り差がないものもあるのですか。

○コミュニティ文化課長

目標基準値の下にかっこ書きで 2015 とあったら、2015 年の文化ホールの年間利用者数、13 万 4

620人を基準値として、それで、2021年の目標が13万8600人となります。

○赤松委員

例えば、3番目などは、2016年も20校で、目標値も2021年も20校とか、全く数値が変わらないものもあつたりするではないですか。例えば、増えているものも、下から2つ目などは、文化合宿誘致が11件、それが30件と目標値が高いではないですか。そういう基準値と目標値の数字の差が大きいものと小さいものというものについては、何かお考えがあつて、つけてあるのだろうなと思つているのですけれども、どうなのですか。

○コミュニティ文化課長

基本的に、KPIの関係につきましては、今ある策定している第二次の総合計画に掲げるKPIを主に上げてきています。そちらに上がつてこないものについては、独自のKPIの設定をしていますので、基準値と目標値が余り差がないもの、20校と20校というのは、どちらかと言うと、その数を減らさないことが目標になっている場合です。文化合宿のように、11から30というのは、増やしていくということが至上命令みたいな感じできている部分ですので、それに向かつてやつていっているということで、増やしている部分もあります。

○赤松委員

そういうふうに目標値というのは定められているのですね。

○コミュニティ文化課長

どちらかと言うと、20校やつているのも、学校のほうで取り組みをされないと言われれば、どうしようもない部分ですので、そこは減らないように、学校のほうに働きかけをしていくということになります。逆に増えていくほうが出てくれば、それはいいのですけれども、それはなかなか学校授業の都合とか、なかなか取り組めないということも先生のほうからも聞いていますので。

○赤松委員

さまざまな観点をもとに、目標値は設定されているということですね。

○教育長

今おっしゃつたことに関連して言えば、概要の中は書いてあるように、民族芸能をはじめとする伝統文化をしている個人や団体の育成を図ると書いてあつて、指標のとり方が小中学校の伝統芸能の活動の学校数という感じですよ。校数でみていますよね。何か、概要と校数の指標の作り方がマッチしていないのではないかと思うのだけど、これは、学校のほうがやりやすいからということなのですか。

○コミュニティ文化課長

指標として、はっきり出せるもので、やつているものを基本にしていますから、はっきり数値で出せるものをKPIに設定するというものを主軸において設定している関係で、施策の概要とKPIの内容がぱつと見てつながらない部分もありますけれども、前のほうの施策の方向性のところで説明しているものをまとめたものが施策の概要ですので、概要だけぱつと見た場合にはちよつとつながらない場合も出てきているかもしれませんけれども。

○教育長

小中学校の校数が出てくるのかちよつと分からないので、ぴんとこなかつたので。

○コミュニティ文化課長

伝統文化の継承というところでの学校での民俗芸能の継承活動というところです。

○教育長

民俗芸能の保存の数とかならわかるのだけれども、小学校でやつているということの継承を評価の指標にするというのが、文化交流事業について、うまく説明ができるようならいいです。

○コミュニティ文化課長

差し換えの前のほうの。

○教育長

そうそう、表向けには出てこないのだけれども、差し換え前しか我々は見えていないからわからないのです。

○コミュニティ文化課長

科目名が1月9日までの予定です。その後、意見が上がってきまして、また修正を。また、教育委員会のほうへ送らせていただきます。

○委員長

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第33号ですが、また、パブリックコメントとか出てきまして、これは継続して内容をご説明していただく機会があると思いますが、今日は。

○赤松委員

私が申し上げたことは整理しているのですけれども、一部、カットしてあるところもありますので、黒木副課長にメールでお送りさせていただきますので、それを感想も含めて、報告したほうがよくなるのではないですかということをお送りしたいと思います。

○委員長

それでは、議案第33号を決定させていただきます。

10 その他

(1) フッ化物洗口事業実施の進捗状況を学校教育課長より報告

(2) 行事報告・予定等

① 1月定例教育委員会開催予定

日時 平成30年1月5日(金) 13:30～

場所 南別館3階委員会室

以上で、12月の定例教育委員会を終了いたします。